

令和5年9月山口県議会定例会議案目次

	条	例	
議案第3号	災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例		1
議案第4号	山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例		3
議案第5号	山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部を改正する条例		5
議案第6号	子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例の一部を改正する等の条例		7
議案第7号	旅館業の施設の設置基準等を定める条例及び山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		9

議案第三号

災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例

令和五年九月二十日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当に関する条例（昭和三十九年山口県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十四条」を「第二十六条の八」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第四号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

令和五年九月二十日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の8の表十八の項中「特定の民間再開発事業等の」を「特定の民間再開発事業の」に、「特定の民間再開発事業等認定申請手数料」を

「租税特別措置法施行令第二十条の二十八条の四項又は第三十八条の四項又は第二十四項に規定する要件に該当する事業であることについての認定」

一件につき

三万円

を

削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第五号

山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部を改正する条例

令和五年九月二十日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部を改正する条例

山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成十八年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。
第十四条第二項及び第十六条第一項中「強制わいせつ、強姦^{かん}」を「不同意わいせつ、不同意性交等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第六号

子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例の一部を改正する等の条例

令和五年九月二十日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例の一部を改正する等の条例

(子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例の一部改正)

第一条 子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例(平成十九年山口県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「二十人」を「三十人」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

七 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

(山口県青少年問題協議会設置条例の廃止)

第二条 山口県青少年問題協議会設置条例(昭和二十八年山口県条例第五十七号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第七号

旅館業の施設の設置基準等を定める条例及び山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和五年九月二十日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

旅館業の施設の設置基準等を定める条例及び山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(旅館業の施設の設置基準等を定める条例の一部改正)

第一条 旅館業の施設の設置基準等を定める条例(昭和三十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第三条の三第三項」を、「第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に、「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

第二条第一項及び第三条中「及び第三条の三第三項」を、「第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に改める。

第五条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

(山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 山口県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第五号の二に次のように加える。

リ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)附則第五条第二項の規定による調査をすること。

別表第五号の四へ中「ホ」を「へ」に改め、同号中へをとし、ホの次に次のように加える。

へ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定による調査をすること。

別表第五号の五口及び八中「及び法第三条の三第三項」を「、法第三条の三第二項及び法第三条の四第三項」に改め、同号カ中「ワ」を「ヨ」に改め、同号中カをタとし、タの前に次のように加える。

ヨ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による調査をすること。

別表第五号の五中ワをカとし、へからヲまでをトからワまでとし、ホの次に次のように加える。

へ 法第三条の四第一項の承認をすること。

別表第五号の六チ中「ト」を「チ」に改め、同号中チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定による調査をすること。

別表第五号の八又中「リ」を「ヌ」に改め、同号中ヌをルとし、リの次に次のように加える。

ヌ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による調査をすること。

別表第五号の九に次のように加える。

リ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第九条第二項の規定による調査をすること。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十

二号)の施行の日から施行する。